

## 国保からのお知らせ

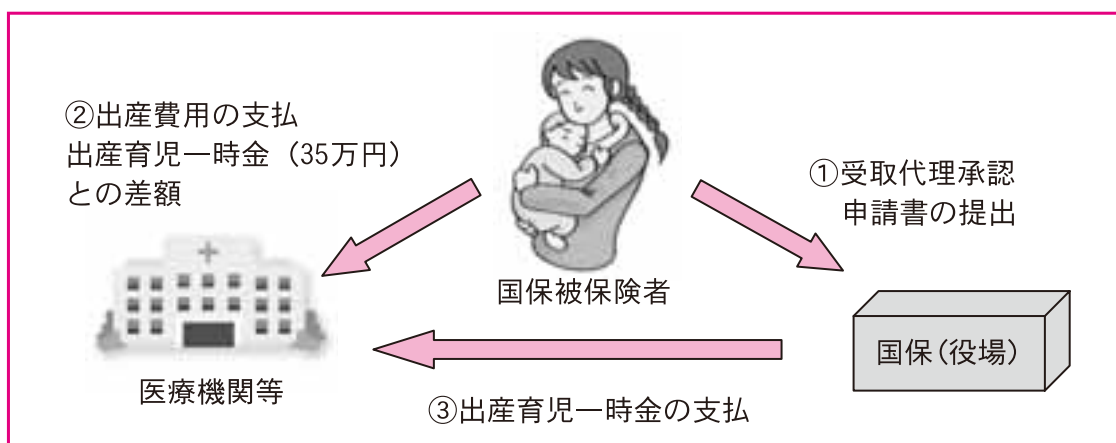
# 出産育児一時金の受取代理制度を始めました！

国民健康保険では、被保険者が出産したとき出産育児一時金が支払われますが、今までは、出産後に一旦被保険者が医療機関等に出産費用を支払った後、出産育児一時金が支給されてきました。そのため、一時的に被保険者が多額のお金を用意する必要がありました。

受取代理制度とは、出産する前（出産予定日の1ヶ月前以内）に、役場または最寄りの支所へ事前に申請することにより、35万円を上限として、国民健康保険から被保険者の委任を受けた医療機関等に出産育児一時金を支払う制度で、出産後に医療機関等の窓口での、出産費用を支払う負担が軽減されます。

被保険者は、窓口で35万円を超える場合のみ、その差額を支払えばよいことになります。（出産費用が35万円に満たない場合は、出産費用と35万円との差額を世帯主に支給します。）

なお、従来どおり医療機関等で出産費用をお支払した後に、出産育児一時金の支給申請をする方法も継続して実施しますので、出産前に出産育児一時金の受取方法をご検討願います。



### 【受取代理制度が利用できる方】

- ・松前町の国民健康保険の被保険者であること
- ・出産予定日まで1ヶ月以内であること
- ・国民健康保険税を特別な事情もなく滞納していないこと

### 【申請方法】

「国民健康保険出産育児一時金受取代理承認申請書」に必要事項を記入し、出産予定の医療機関等で受取代理の同意欄を記入してもらい、役場または最寄りの支所へ申請してください。

### 【申請に必要なもの】

- ・保険証
- ・印鑑
- ・出産予定日を証明するもの（母子健康手帳など）
- ・世帯主名義の預金通帳（郵便局を除く）

詳しくは、役場保健福祉課 福祉グループへお問い合わせください。

(☎42-2275)